

千葉県中央区選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により次のとおり在外選挙における期日前投票所を指定した。

令和4年6月22日

千葉県中央区選挙管理委員会委員長 増田昌彦

指定した期日前投票所 蘇我コミュニティセンター 1階ロビー